

第17回石巻市都市計画審議会議事録

- 1 日 時 平成26年8月8日(金)午後2時～午後4時25分
- 2 場 所 石巻市役所 6階 石巻市議会第1、2委員会室
- 1号委員 浅野 亨委員、高橋 長一郎委員、大坂 良宏委員、白土 典子委員
大沼 正寛委員
- 2号委員 大森 秀一委員、高橋 栄一委員、櫻田 誠子委員、
阿部 久一委員
- 3号委員 三浦 雅邦委員(代理)、砂川 知哉委員(代理)、東出 成記委員
寶 鈴子委員、阿部 聡史委員、佐藤 哲美委員
- 事務局 笹野副市長
土井建設部長、大澤建設部次長、山下建設部次長、木村都市計画課長、佐藤都市計画課長補佐、鶴岡都市計画技術課長補佐、志村都市計画課技術主幹、菊池石巻駅周辺整備プロジェクト推進室技術主査、

傍聴者 なし

4 議 題

- 第81号議案 石巻広域都市計画用途地域の変更について(石巻市決定)
- 第82号議案 石巻広域都市計画特別用途地区の変更について(石巻市決定)
- 第83号議案 石巻広域都市計画準防火地域の変更について(石巻市決定)
- 第84号議案 石巻広域都市計画駐車場の変更について(石巻市決定)
1号 石巻駅前駐車場
- 第85号議案 石巻広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定について
(石巻市決定)
石巻駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 第86号議案 石巻広域都市計画地区計画の決定について(石巻市決定)
新蛇田地区計画
- 第87号議案 石巻広域都市計画地区計画の決定について(石巻市決定)
新渡波地区計画

5 議事の概要

- 第81号議案 石巻広域都市計画用途地域の変更について(石巻市決定)
全員の賛成により原案のとおり承認された。

第 8 2 号議案 石巻広域都市計画特別用途地区の変更について（石巻市決定）
全員の賛成により原案のとおり承認された。

第 8 3 号議案 石巻広域都市計画準防火地域の変更について（石巻市決定）
全員の賛成により原案のとおり承認された。

第 8 4 号議案 石巻広域都市計画駐車場の変更について（石巻市決定）
1 号 石巻駅前駐車場
全員の賛成により原案のとおり承認された。

第 8 5 号議案 石巻広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定について
（石巻市決定）
石巻駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設
賛成多数により原案のとおり承認された。

第 8 6 号議案 石巻広域都市計画地区計画の決定について（石巻市決定）
新蛇田地区計画
賛成多数により原案のとおり承認された。

第 8 7 号議案 石巻広域都市計画地区計画の決定について（石巻市決定）
新渡波地区計画
賛成多数により原案のとおり承認された。

6 会議経過

午後2時 開会

【司会】 それでは会議の開会にあたりまして、皆様をお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますようお願い申し上げます。また、本日の次第「3 報告」の開始以降は、事務局が行うものを除き、写真等の撮影、録画、録音はできませんのでよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から第17回石巻市都市計画審議会を開会いたします。

本日ご出席いただいております委員は、15名中本人出席13名、代理出席2名の合計15名でございます。過半数に達しておりますので、石巻市都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、本審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

次に、今回ご出席いただいております委員の皆様の中で、8月8日に新たに委員に委嘱された方がいらっしゃいますので、ただ今から委嘱状の交付をいたします。

お名前を読み上げますので、恐れ入りますが、その場にてご起立をお願いいたします。

大森秀一殿、

阿部久一殿、

櫻田誠子殿、

高橋栄一殿、

亀川富士雄殿、なお、本日は交通課長の三浦様をご出席されております。

東出成記殿、

皆様には平成27年8月7日までの任期でよろしくお願いいたします。

それでは、はじめに、笹野副市長より、ごあいさつ申し上げます。

【笹野副市長】 みなさんこんにちは。第17回の審議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。本日は、本当に皆様お忙しい中、また猛暑の中ですね、このようにご出席を賜りましてありがとうございます。

また、日頃より都市計画行政を始め、各般の行政に、市のですね、各般の行政にご協力、ご理解をいただいておりますことを重ねて感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

ご案内のとおりでございますが、道路の整備でありますとか、釜谷崎の集団移転でありますとか、ぽつらぽつらと復興事業が形になってきているところではございますが、まだまだ先は長く、道程は険しいところもあります。そういった中ですね、本日ご審議いただきますのは、まさに復興事業の象徴的な部分のような議案になりますけども、土地区画整理事業の進捗に伴って、ご審議をいただかなければいけない関連議案でありますとか、あるいは市立病院の再建を進めるにあたりですね、この周辺の、この一帯をですね、一団地の津波防災拠点としてですね、位置づけていただくなど、合計7議案ご審議をいただくこととなります。

これまでどおり、これまで以上にですね、様々な視点から忌憚のないご意見を賜られ

ば幸いに存じます。事務局として精一杯お答えさせていただきたいと思っております。以上でございます。今日もご審議、どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 次に本日の資料を確認させていただきます。

本日の資料は、事前にお配りいたしました、議案書、水色の背帯がついているものがございますけども、それと諮問書の写しの2種類でございます。

それから、当日配布しております委員名簿、座席表、説明資料といたしまして、石巻広域都市計画総括図、大きい図面を折ったものがございますが、それが1部、A4判両面印刷のものとして、用途地域による市街地のイメージ図というA4の紙が1枚を配布させていただきますいております。

また、誠に申し訳ございませんが、議案書1ページ目の、第81号議案石巻広域都市計画用途地域の変更につきまして、一部ページの誤りがございましたので差し替え資料の方を1枚お渡ししております。以上5点でございます。差し替えの方をよろしくお願いいたします。

資料に不足はございませんでしょうか。

それでは大坂会長、本日の議事の進行をよろしくお願いいたします。

【大坂会長】 皆様、お忙しい中、ご出席賜りましてありがとうございます。本日の審議会の前に、さる7月31日になりますが、10時からですね、任意ではございましたんですけども、事前の勉強会の機会をもたせていただきました。ご参加された委員の皆様はご苦労様でした。本日は7つの議案が用意されておりますけども、新たに委員なられた方々もおいででございます。ぜひ、また活発なですね、ご議論をいただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、議事に移りたいと思います。もし傍聴の方が、もし、おいででございましたら、お配りしました注意事項をお守りいただいて、審議会の秩序の維持にご協力をお願いしたいと思います。

それでは、議事に入る前にですね、報告がございます。第16回石巻市都市計画審議会の議案の処理について、事務局より報告をお願いいたします。

【木村都市計画課長】 都市計画課長の木村でございます。よろしくお願いいたします。私の方から、前回の第16回石巻市都市計画審議会議案の処理結果につきましてご報告をさせていただきます。恐縮ではございますが、座って説明をさせていただきます。

それでは議案書、まず1枚めくっていただいて次第がございますが、次第の次のページ、右上に報告(1)と記載されているものをご用意願いたいと思います。こちらが第16回都市計画審議会で審議していただいた案件でございます。

本年2月14日に開催しております、処理結果につきましては右欄になりますが、第79号議案と第80号議案の2案件につきましてご審議をいただいております。79号につきましては、26年3月6日付け、80号議案につきましては、26年2月28日付けで決定、告示を行ってございます。報告事項(1)につきましては以上となります。

次に、次のページをお開き願います。平成 26 年 2 月 28 日宮城県告示第 159 号で告示になった案件でございます。都市計画道路の変更、河南川尻線、運河内海橋線、不動沢稲井線の変更ならびに立町東線を廃止した案件となっております。詳細につきましては、次のページに図面が、総括図、その次のページに、計画図の 1 というものをご覧ください。

まずは運河内海橋線につきましてご説明を申し上げます。前のスクリーンの方でも見えますので、そちらの方とも一緒にご覧いただきたいと思います。運河内海橋線は、国道 398 号に被っておりまして、市役所の方面から立町通りを抜けまして、立町のですね、商工会議所の手前の所から若干北側に折れまして、現在の内海橋を渡って湊の方に至る路線となっております。今回その黄色の部分です、新内海橋の架橋計画に伴いまして、上の方に赤で示しております、そちらのルートに、新内海橋のルートにですね、変更するというふうな案件となっております、それと合わせて幅員をですね、15 メートルから 14.5 メートルというふうな変更を行っております。

次に、立町東線の廃止というものにつきましては、ただいまの新ルートと被りましてですね、都市計画道路の立町東線が決定されておりましたので、その部分が重複しますため廃止するというふうな案件となっております。

次に、河南川尻線、右側の方なんです、石巻大橋の方からずっと来てまして、湊の川尻まで至る路線なんですけども、現在までは黄色の部分の石巻の内海橋のところの湊の交差点で平面交差なっておりましたが、それが今度の新内海橋の架橋に伴いまして、立体交差して、若干南側の方において接続するというふうな変更を行っております。

次のページになります。計画図の 2 になりますが、こちらも同じく河南川尻線でございます、こちら幅員の変更ということで、現在、湊地区、牧山トンネルまでの区間を 20 メートルで幅員決定しておりましたが、これを今回 17.5 メートルに変更するというふうなことで、若干黄色の部分見にくいかもしれませんが、幅員の縮小ということで路線の幅員が若干変わっているというふうなものでございます。なお、牧山トンネルから渡波側は、幅員 16 メートルということで決定しております。

次のページ、計画図の 3 というものをご覧ください。こちらにつきましては不動沢稲井線ということで、石巻、下の方ですね、石巻大橋から川沿いを通りまして稲井の駅前までの路線となっておりますが、その中央部分、北上川の今回の災害復旧、堤防の工事に伴いまして、一部線形を堤防工事に整合を取るために、黄色から赤の線に変更する案件となっております。

以上が、今回宮城県で変更した案件でございます。報告事項を以上で終わらせていただきます。

【大坂会長】 ありがとうございます。委員の皆様から何かございますか。

【寶委員】 はい、お伺いしてもよろしいですか。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【寶委員】 計画図 1 の橋が新しく架かるところなんですが、そこにあった歩道橋がどうなるんでしょうかというのが 1 つと、それから高い橋が架かっているところの下になるお宅が、橋がすごく高くなって道路に降りてくるんですけども、確かそこのお宅なんかすごく立派に建て直しをされたお家が建っていたと思うんですけども、誰のお宅かわかりませんが、そういった方のお宅はどうなるんでしょうかという 2 つです。

【大坂会長】 今のご説明で事務局の方、お分かりになりますか。

【木村都市計画課長】 はい、ただいま事業に伴っての、まず 1 点目が、現在ある内海橋の歩道、まず基本的にですね、今回の事業につきましては県の事業というふうなことで施工するかたちになっておりまして、詳細につきましてはですね、今日、県の職員は出席しておりませんので、詳細の説明まではできかねるんですが。

【寶委員】 じゃあ、次回でも。

【木村都市計画課長】 はい、申し訳ございません。

【寶委員】 はい、ありがとうございました。

【大坂会長】 よろしいでしょうか。他に何かございましたら。

よろしいでしょうか。それでは次にですね、石巻市復興整備計画、宮城県決定の案件について事務局より報告をお願いいたします。

【木村都市計画課長】 すいません、今、一度に報告させていただきましたのでよろしくお願いいたします。

【大坂会長】 はい、そうですね。今、報告をいただきました。

それでは議事に入りたいと思います。第 81 号議案石巻広域都市計画用途地域の変更について、第 82 号議案石巻広域都市計画特別用途地区の変更についてであります。

この 2 つについて、関連する議案となっておりますので、事務局より一括して説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

【木村都市計画課長】 はい。それではご説明させていただきます。本日お諮りいたします 81 号議案でございますが、石巻広域都市計画用途地域の変更についてでございます。

また、この用途地域の変更と併せまして、第 82 号議案石巻広域都市計画特別用途地区の変更につきましても関連する議題でありますため、一括してご説明を申し上げます。

まず、用途地域につきましては、後ろのスクリーンにもございますが、市街地の土地利用の基本的な枠組みということで、敷地に建てられる建物の種類、並びに大きさ等について定めるものでございます。良好な市街地環境の保全と市街地のあるべき土地利用の姿を実現するため、住宅・商業・工業等の各機能を適正に配置されるよう種類が定められてございます。その種類が全部で 12 種類。後ろのスクリーンにだいたいイメージ図ということで載せております。そういった中で、建築物の用途や規模、形態が定められておりまして、具体的な制限内容につきましては、建築基準法の方におきまして、別途、定められるものでございます。

本日、最初に配布資料という事で、A4の両面のコピーを渡しておりますが、そこに具
体の主な制限内容、建てられる物等が記載してございますので、参考にして頂ければと
思います。

それでは今回の変更内容について、ご説明を申し上げます。

石巻市では、東日本大震災からの生活基盤の再生を目指し、被災者の住宅再建の場、
事業再建の場として、被災前のコミュニティの維持、健全な市街地の早期再生を目的に、
被災市街地復興土地区画整理事業を実施してきてございます。

今回の変更は、これらの土地区画整理事業の進捗に伴いまして、新たな「まち」の形
が決まりましたことから、その道路や街区の形状に合わせて用途地域を変更するも
のでございます。

議案書の1ページをご覧ください。ここで、今回変更する用途地域は、12種類の用途
のうち、アンダーラインが引かれてございます、上から五つ目ですかね、第一種住居地
域及び近隣商業地域、準工業地域、工業地域の4つの地域となります。種類、位置、区
域につきましては、のちほど図面にてご説明を申し上げます。

今回の変更理由につきましては、土地区画整理事業の施行による道路の線形や街区形
状の変更に伴いまして、適切な土地利用と良好な市街地の形成を図るため、用途地域を
変更するものでございます。

2ページ目には、都市計画案の理由書ということで、今回変更する3地区の理由を記載
しておりますが、図面とあわせてご説明を申し上げたいと思います。

3ページから4ページ、5ページまでは、それぞれの区域の面積の増減の内訳等につ
きままして記載をしております

6ページにつきましては、変更する土地の字名を記載しております。

それでは7ページの図面、総括図をご覧ください。併せて前方のスクリーンを使って
ご説明を申し上げたいと思います。

今回変更いたしますのは、JR石巻駅南東部に位置します、新門脇地区、湊北地区、
湊東地区の各被災市街地復興土地区画整理事業を実施している区域となります。

つづいて8ページをご覧ください。こちらが計画図となっております。

図面の上側が湊北地区になりますが、これまで、湊の町をですね南北に貫いておりま
した、通称中通りと言われる道路がございましたが、その中心から30メートルまでを、
近隣商業地域と言う事でピンク色、さらに西側、旧北上川側を準工業地域として定め
ておりました。

このたび、湊北地区の土地区画整理事業の進捗に伴いまして、地区の中心に、都市計
画道路の湊中央線が整備されることになりましたので、この道路の中心を、用途地域の
境界に変更することといたしました。

図面の上では、これまでの境界を黄色い線、新たな境界を赤い線で着色しております。

このことによりまして、これまで準工業地域だった部分が近隣商業地域、約 1.3 ヘクタールに変更するものとなっております。

次に、図面の右側、湊東地区になります。こちらは、国道 398 号大門崎の交差点付近から、湊中学校の東側を通る道路の中心で、今まで準工業地域と工業地域に分かれてございました。

今回、土地区画整理事業の実施によりまして、この地区を南北に通る、幅員 14 メートルの区画道路が新たに整備されますことから、この道路の中心に用途地域の変更をすることになりました。

図面の上では、逆三角形の部分約 0.8 ヘクタール、これまでは工業地域だったものを準工業地域に変更するものでございます。

また、地区内の道路が拡幅されることによりまして、その中心が若干ずれますことから、準工業地域から工業地域へ約 0.1 ヘクタール変更となるものでございます。

最後に、新門脇地区でございます。

これまで、主要地方道石巻港線の道路の中心で用途地域が、第一種住居地域、黄色の部分と、準工業地域、紫色の部分で分かれておりましたが、今回、区画整理事業の実施に伴いまして、都市計画道路の大街道石巻港線も整備されることになりましたので、道路の位置、形状が変わりますことから、新しくできる道路の線形に併せまして用途地域の境界を変更することといたしました。

これによりまして、準工業地域から第一種住居地域へ約 0.1 ヘクタール、第一種住居地域から準工業地域へ約 0.1 ヘクタール変更となるものでございます。

以上をまとめましたものが、5 ページの表となっております。

表の 1、上から 5 番目、第一種住居地域の面積のプラスマイナス増減はございませんで、約 416.3 ヘクタール。

近隣商業地域につきましては、1.3 ヘクタール増えまして、97.5 ヘクタール。

準工業地域につきましては、0.6 ヘクタール減りまして、608 ヘクタール。

工業地域は、0.7 ヘクタール減りまして、264.3 ヘクタールとなるものでございます。

以上のように、土地区画整理事業の進捗に伴い、適切な土地利用がなされるよう、今回変更するものでございます。

続きまして、第 82 号議案石巻広域都市計画特別用途地区の変更についてご説明を申し上げます。

本市におきましては、この特別用途地区として、大規模集客施設制限地区を平成 22 年 3 月 19 日に決定してございます。

こちらにつきましては、市内の準工業地域のほとんどの区域におきまして、延べ床面積 10,000 平方メートル以上の店舗等の集客施設が立地しないよう制限しているものでございます。

今回の変更につきましては、先に用途地域の変更でご説明申し上げましたとおり、準工業地域の面積が変わりますことから、特別用途地区もその変更に合わせて区域を変更するものでございます。

議案書の 10 ページをお開き願います。この表にありますとおり、面積をこれまでの約 562.3 ヘクタールから 561.6 ヘクタールへと縮小となるものでございます。

位置、区域につきましては計画図表示のとおりでございまして、のちほどご説明を申し上げます

理由といたしまして、被災市街地復興土地区画整理事業の進捗に伴い、用途地域の境界を見直し、準工業地域の区域が変更になりましたことから、特別用途地区の区域を合わせて変更するものでございます。

今回変更となる地区につきまして 2 地区となります。

議案書の 15 ページの総括図をご覧いただきたいと思えます。並びにスクリーンの方でもお示ししたいと思います。

さきほど、用途地域を変更することといたしました、門脇町一丁目地区、湊町、川口町、並びに大門町地区となります。

16 ページの計画図をご覧ください。門脇町一丁目地区、湊町・川口町・大門町地区の 2 地区が対象となり、これまで準工業地域だった区域について廃止いたしまして、新たに準工業地域になった区域をそれぞれ追加するものでございます。

これまでの境界を黄色い線、新たな境界を赤い線という事で表示してございます。

11 ページの方にお戻り頂きまして、理由書として、今回の変更理由につきまして記載してございます。

次に 12 ページ、こちらは特別用途地区を定めることによりまして、建築物の建築制限する内容を定めておりますが、こちらは変更ございません。

具体的な内容につきましては 14 ページをお開き願います。14 ページの表の上に準工業地域、その下に特別用途地区の制限という事で、黒のダイヤモンドマークが用途地区の隣に表示されておりますが、そちらの部分が今回制限されるものとなっております。

また、13 ページにつきましては、今回変更となる区域の字名について記載した参考資料となります。

ただいまご説明させていただきました 2 つの議案につきましては、平成 26 年 7 月 14 日から 7 月 28 日までの 2 週間におきまして案の縦覧を行いました。縦覧者は、81 号議案が 3 名、82 号議案が 2 名で、いずれも意見書の提出はございませんでした。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。ただ今、第 81 号議案、第 82 号議案について、事務局より説明がありましたが、ご質問等ございませんでしょうか。

いかがでしょうか。

【寶委員】 関連なんですけど、いいですか。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【寶委員】 81号議案、82号議案については、私は特に問題を感じていないのですが、81号議案の8ページにあります、新門脇地区の道路の地図をツルツラとずっと見ていましたらですね。門脇小学校の脇の体育館の所を道路が通っていて、そしてグルッと曲がって、今まで道路なかった所ですよ。そして門脇小学校の体育館を通って道路が出来ているので、もしかしたら門脇小学校の体育館は壊すのかなという風に思っていたんです。

だから門脇の人達に聞きますと、あそこは自分たちの集会所として使いたいな、なんておっしゃっていたので、まだ使える所です。おっしゃっていたので、その門脇小学校の体育館はどうなるのかなという事をお伺いしていきたいなと思ったんです。この計画を立てているのはどこの部署なんですか。

【大坂会長】 今のご質問は、何かそれについてご心配事があったのですか。

【寶委員】 門脇小学校の体育館って、津波にも負けず使える状態で残っている施設なんですね。地域の人達は、そこで集会ができたらいいな、なんて思っている所なんです。

そこにこの地図を見たら、道路がグーッと入って行って、新しい道路が出来ているんですね、地図を見たら。だからその門脇小学校の体育館を壊して、道路を作るつもりで計画したのかなという所を確認したかったんです。

【大坂会長】 直接、今日の議案にはですね、直接触れないかとは思いますが、もしご参考までにご存じであればお話しただければ幸いです。

【木村都市計画課長】 はい、ただいまのご質問につきまして、この図面ですが、あくまでもこの図面につきましては、今回の都市計画の用途変更の為に一応参考に作った物でございますので、区画整理の事業でここに道路が入ると確定したものではありません。

区画整理事業につきましては、復興事業部の方で区画整理第2課がございまして、そちらでまた別のですね、区画整理の審議会とか地元の換地の為の説明会とかという事で、地元の意見を聞いてですね、道路の位置とか公園の位置とか決める形になっておりますので、あくまでもこの中身の道路の線形につきましては、今回のこの為の参考という事でご了解願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【寶委員】 はい、分かりました。それでは、復興事業部で区画整理を考えているようで、まだ、この図面のとおりじゃないんですよという事をお伝えすればよろしい訳ですね。

【木村都市計画課長】 はい。

【寶委員】 わかりました。ありがとうございます。すみません。

【大坂会長】 はい、他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

【大沼委員】 私は特に大きな問題を感じている訳ではなく、質問ですけれども、湊北というんですかね、準工業から近隣商業へという所については、用途がわりと明確に変わるという印象を受けるので、差支えない範囲で街づくりの簡単な方針というかイメージがあつてということなのかどうか確認しておこうかなと思ひまして。

【大坂会長】 何か基本的な考え方に違いがあるのか、あるいは新たに考えが生じたのか、あるいは止むを得ない事情があったのか、そこらへんちょっとご説明頂ければ、ありがたいです。

【木村都市計画課長】 今回の用途地域の変更につきましては、あくまでもですね、地形地物の変更というふうなことが視点としておりまして、本来近隣商業地域が増えるという事で、それらの施策等も反映したものである場合もあります。今回の用途地域の変更につきましては、あくまでも公共施設、道路、公園等の整備に伴って、境界となる区域を一応変更するというふうな形で考えております。

なお、本来ですと今後、震災の復興の計画等が進みますと、将来的な石巻市全体の用途地域の見直し等につきましては、また別途となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【大坂会長】 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。何か気になることがありましたら。

【大沼委員】 いえいえ。ただなんと言うんでしょうか。地形地物、その湊北地区については、でも用途が一応変わっている感じですよ、印象としては。実際にはあの用途地域があっても色々な建築手段があると思いますけども。

ですから、まあたとえばその中心に何て言うんですか、賑わいを創出する時の東側の考え方がなんかあるとか、そういう背景があるのかなとちょっと思っただけなんですけど、そういう事がまったくむしろ無いと思っただ方がいいのかどうかということですね。

【大坂会長】 基本的にまちづくりの考え方が少し違ってきたのかどうか、あるいは止むを得ない事情があったのか、そこらへんもう一度お願ひいたします。

【志村技術主幹】 都市計画課の志村と申します。よろしくお願ひいたします。今回の用途地域の見直しにあたりましては、既成市街地の復興土地区画整理事業という事で、新しくまちを作るとか、住宅地を作り出すのではなくて、今までお住まいになっていた方、今までそちらで商売をやられていた方とかですね、そちらの方が安全に、より安全にその場所で再建して頂くことを、目的にやっておりますので、用途地域等につきましても、新しい宅地の形だとか、道路の形に併せまして、必要最小限の変更をさせて頂いたという形で変更を考えております。よろしくお願ひいたします。

【大坂会長】 よろしいですか。

【大沼委員】 はい。

【大坂会長】 はい、そのほかに何かございましたらお願ひいたします。

もし、他に質問がないようでしたら、この辺でお諮りしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

よろしいでしょうか。それではただいま第 81 号議案、第 82 号議案の 2 つ一緒に検討してまいりましたんですが、別々に、81 号議案石巻広域都市計画用途地域の変更につい

て、それからですね、最初の 81 号議案からお諮りしたいと思いますのですがよろしいでしょうか。それでは原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【大坂会長】 はい。全員の賛成により本案につきましては、原案のとおり承認されました。ありがとうございます。

続いて、第 82 号議案石巻広域都市計画特別用途地区の変更について、賛成の方は挙手をお願い致します。

(賛成者挙手)

【大坂会長】 はい。ありがとうございます。全員の賛成により本案については、原案のとおり承認されました。ありがとうございます。

続きまして、第 83 号議案石巻広域都市計画準防火地域の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

【木村都市計画課長】 はい。それでは、第 83 議案につきましてご説明を申し上げます。

まず、準防火地域の定義についてでございますが、市街地における火災の危険を防除するために定められている地域となっております。この地域内につきましては、建築基準法により建築物の防火上の構造制限を行ってございます。

石巻市におきましては、石巻駅周辺、立町、中央地区といった商業系の用途地域の区域を中心に、人や物が集中する地域や、昔からの古い街並みで建築物が密集し、火災や延焼の危険がある区域で、面的に不燃化を促進すべき地域として指定してまいりました。

それでは議案書の 17 ページをご覧くださいと思います。こちらが計画書となっております。準防火地域の面積を約 284.1 ヘクタールから 235.1 ヘクタールに変更を致すものでございます。

位置と区域につきましては、のちほど図面でご説明をいたします。

理由につきましては、準防火地域に指定されています既成市街地におきまして、土地区画整理事業や各種復興事業による基盤整備により、安全性が高まり火災の危険が防除されることから、本案のとおり準防火地域の変更をいたすものでございます。

このように、今回の変更につきましては、東日本大震災を契機に、被災市街地復興土地区画整理事業や、都市計画道路、河川堤防が計画的に整備されることになりましたことから、準防火地域の指定の必要性の有無について検討を行いまして、復興事業の整備が確実に実施される区域につきましては、準防火地域を解除することとしたものでございます。

18 ページをご覧ください。今回変更いたします 5 地区につきまして、それぞれの地区におけます理由を記載してございます。

次に 22 ページをご覧ください。総括図となります。前方のスクリーンの方も併せてご覧いただきたいと思います。

変更に係る部分で、これまでの区域を黄色の区域、変更後の区域の線を赤い線で示してございます。変更のない区域につきましてはピンク色で大きく示してございます。

用途地域の変更と同様に、新門脇、湊、その北側の八幡町二丁目の地区を今回対象となつてございます。

23 ページの計画図をご覧ください。旧北上川の左岸、湊側ですね。現在の内海橋を渡って北側の区域となります。

こちらにつきましては、都市計画道路の河南川尻線が整備されていますし、旧北上川沿いに河川堤防が今回整備されることにより、火災や延焼の危険性が低下することから、準防火地域を指定した区域のうち、約4ヘクタールにつきまして解除をするものでございます。

続きまして24ページの計画図をご覧ください。新門脇地区となっております。

土地区画整理事業が実施されまして、道路、公園といった公共施設が計画的に整備されること、その南側の南浜町の一部の区域につきましても、高盛土道路と河川堤防が整備されますことから、火災や延焼の危険性が低下します、という事で準防火地域を19.8ヘクタール解除するものでございます。

続いて、右側、湊北地区、湊西地区の土地区画整理事業が実施されることにともなひまして、道路や公園といった公共施設が計画的に整備されること、旧北上川沿いに河川堤防が整備されますといったことから、準防火地域を解除することとし、その区域につきましては25.2ヘクタールとなります。20ページにお戻り願います。

以上の変更か所をまとめますと、準防火地域減少面積が49ヘクタール、変更前の284.1ヘクタールから49ヘクタール減少いたしまして、235.1ヘクタールとなるものでございます。

また、次の21ページ、それから24、25ページの方には、変更となる字名の一覧と区域を記した参考図書となりますので、あわせてご確認を願いたいと思います。

以上が、今回、変更する内容となります。

なお、ただいま説明させていただきました本議案につきましては、平成26年7月14日から7月28日までの2週間、案の縦覧を行いました。縦覧者が2名、意見書の提出はございませんでした。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【大坂会長】 ありがとうございます。ただいま、第83号議案について説明がありましたが、ご質問等ございましたら、お出しいただきたいと思ひます。

【阿部聡史委員】 はい。

【大坂会長】 はい、お願いいたします。

【阿部聡史委員】 ちょっとお聞きしたいんですけども、この黄色いライン。その変更前。大丈夫でした。すみません。僕の勘違いでした。

【大坂会長】 他にございませんでしょうか。はい。

【東出委員】 すみません。ちょっとお聞きしたいんですけども、準防火地域がどういう所だったら準防火地域になるのか、ちょっと私もよく分からないところがあるので、どういう判断で準防火地域を定めているかというのを少し勉強のために教えていただければありがたいと思います。

【大坂会長】 はい、事務局の方お願いいたします。それによって何かメリットが、変更することによるメリットがどういう所にあるかという事も併せてご説明頂ければ分かりやすいかなと。

【志村技術主幹】 はい。都市計画課志村です。準防火地域ですが、これまで基本的にはですね、火災の延焼、一つの土地に対して、たとえば商業地域、近隣商業地域というのは、ちょっと今スクリーンが無いんですけども、建ぺい率が80%という事で、それに色々な条件が重なると90、100、敷地の中を全部、建物を建てられるという事で、隣と建物の間が空かないという事もありまして、もし火事になった時に隣に燃えないようにという事で、建物が出来るだけ燃えにくい、また建物そのものが燃えにくい、隣が燃えたとしてもその火からすぐに燃えないようにということを決めているというような事で制限をかけている、より強固とか言うんですね、燃えにくい建物を作ってくださいというのが準防火地域です。

基本的には先ほど申しましたように、商業地域、近隣商業地域といった建ぺい率が80%以上の所については市内すべて指定しています。それ以外の地域につきましては、石巻市につきましては、398号大街道の準工業のエリアについて一部路線沿いに決めております。

あと市内中心部、今回解除しようとしています、湊地区とか門脇その他につきましては、元々の旧の石巻の市街地でございます、昔からの古い建物、狭い土地の中で、木造の建物が立ち並んでおりました。そこが昭和29年に石巻、大きな火事がございます、中心部が燃えたという事もありました。当時市役所も燃えたそうです。そういう事もありましたので、そういう建物が密集している部分については準防火地域を指定しまして、燃えにくい街を作って行こうというのがもともと石巻で指定してきた経緯でございます。

今回見直しにあたりまして、商業地域、近隣商業地域という、建物を建てると空地が少ない部分につきましては、もう必然的に区画整理をやったとしても、これまでどおり準防火地域を指定していきます。それ以外の部分につきましては、土地区画整理事業をやって、道路、公園といった事ですね、密集市街地が解消されるとか、公共施設整備、道路、河川堤防が整備されまして、それによって延焼遮断帯になることによって、街が燃えにくくなるとかですね、あとは今回は津波被害という事で、建物が新たに皆さん建てていただくという事で、古い建物無くなって、新しい今の基準で建てられるという事で、一定の新しい建築物が出来るということで、それ自体が不燃構造になるという

事が言えますので、これらを併せまして今回は、これらの条件をもとに区域の見直しをしたものです。よろしいでしょうか。

【東出委員】 はい。よく分かりました。ありがとうございます。

【大坂会長】 はい。ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

【大沼委員】 あの意見といたしますか、あのちょうど聞こうと思っていたお話を志村さんがおっしゃったので、昭和 29 年かとおっしゃいました、その時の何て言うか延焼域の、この辺かかってないか、ちょっとお聞きしようと思っていたので、もし分かれば、その時に燃えた範囲というのが、今回の解除のところ、たとえば、卓越風があって、ちょっと意外と遠くても飛ぶってところが無いのかどうかを一応は確認した方がいいのかなと、分かる範囲で。

【大坂会長】 準備出来ましたでしょうか。

【志村技術主幹】 あの昭和 31 年に区域を拡大しましたが、今回変更する所は基本的に 31 年に見直しをして拡大した所になります。その時に、昭和、戦後まちが栄えて、少しずつまちが大きく拡大していった所の部分が、さらに、その当時、まちが拡大していった部分を 31 年に変更という事で準防火地域を増やしていますので、その部分の一部、先ほど言った条件に合う所を解除したいと思って提案しております。

【大沼委員】 ちょっと関連事項で、直接じゃないんですけども、法 22 条区域には当然入っている訳ですよ。それで、その都市計画区域外の方で宮城県が他県に比べて異様に法 22 条区域が広いというような事も指摘で何か所か出てる話っていうのはたぶんあると思うんで、どっかでそういう課の中で検討される時に、どこかでご一考頂ければなあと個人的に思っていることをちょうど関連事項なので申し上げさせて頂きました。

具体的に言いますと日本の重要文化財を葺いている萱場が石巻にあって、石巻の大変な資源なんですけども、地元で地元にあった建物が建てられない区域が生じていて、それはもう 10 年前に検討がなされているんですが、要はあの今回の解除も妥当だと思っておりますし、まあ、なお区域外、内に関わらずこの土地にあった住まいや街の作り方についてどこかで根本的に考える機会があるのは重要なことだと思っておりますので、まあ、ちょっと余計でしたけれども申し上げておきたいと思っております。以上です。

【大坂会長】 どうも貴重なご意見ありがとうございます。今のご意見ありましたけれども、何かこれに対してコメントはございませんでしょうか。もしなければよろしいんですが。

【木村都市計画課長】 はい。ただ今の建築基準法の 22 条という事で、不燃化の屋根とかですね、制限している区域、宮城県がかなり山の方まで全部、市内でもですね、全域がそういった指定になってございます。これにつきましては、県の方との調整という事で、市で一概に変えるという事が出来ませんので、まあ今後ですね、県の建築宅地課の方が担当になるかとは思いますが、その辺のご意見があった事につきまして、申し添えさせて頂きたいと思っております。

【大坂会長】 どうも貴重なご意見ありがとうございます。他にございますか。

はい、よろしく願いいたします。

【寶委員】 83号議案には直接関係の無い事ですみません。私、日和山に住んで、準防火地域ということになっているんですが、この間NHKの報道で、そこに避難してきた6,000人の人達が、もし日和山に火が着いたら逃げ場が無かったという事でしたね。この準防火地域の問題点としては、道路が非常に狭く、延焼を食い止められない、燃え移るだろうというふうな報道だったように思いますが、この準防火地域、今回の解除はとっても妥当だと思いますが、この準防火地域のこれからの安全を高める方法について、何かお考えがあるのであれば、また津波が起きた時にはやっぱりここに逃げるしかないことも考えられると思うんです。

その時に、消防士さん達がいつも献身的に活躍して火を食い止められる訳ではないと思いますので、そういうお考え、将来に向かってどういう風にしていきたいかというお考えがありましたら、あの建築指導課だけの考えではないと思うんですね。

市全体をどうしたらいいかというお考えだと思うので、そういう事があつたらばお話教えて頂ければと思います。

【大坂会長】 よろしいでしょうか。事務局。

【木村都市計画課長】 はい、日和山地区、確かに住宅が密集していて道路が狭いという事で、現在この中にですね、具体的な都市計画道路の計画等はございませんが、具体の個々の事例としましては、古い建物を建築される場合に、今ですと狭い道路に建っているんですが、幅員が4メートル以上確保しないと建築確認が下りないという事で、そういった形ですね、少しずつではございますが、救急車とか消防車とか入るような形に、それぞれの各戸の建築の際にですね、道路をそれぞれ協力して出す方法という事で、一つの密集地の緊急の対策という風なもの一つございます。

あと、個別に幹線の市道等がございまして、もちろん直接ではないんですけども今後、建設部の中等でですね、主要な皆さんが通るような道路とか、まあそういう所を点検して、救急車とか消防車が入れないような所をですね、確認しながらその辺を検討という事で、一応考えてはいかなくなるんだらうなという考えがありますので、よろしく願いします。

【寶委員】 よろしく願いします。ありがとうございます。

【大坂会長】 はい。どうも。貴重なご意見ありがとうございます。他にございませんでしょうか。防災、防火の視点から色々ご意見頂戴しておりますけれども、他にございませんでしょうか。

もしよろしければ、皆さんにこの辺でお諮りしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【大坂会長】 それでは第83号議案石巻広域都市計画準防火地域の変更について、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【大坂会長】 はい。ありがとうございます。全員の賛成により第 83 号議案は、原案のとおり承認されました。ありがとうございます。

続きまして、第 84 号議案石巻広域都市計画駐車場の変更についてですが、次の第 85 号議案石巻広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定について、と関連する議案となっておりますので、事務局より一括して説明をお願いいたします。

【木村都市計画課長】 はい、それではご説明いたします。

始めに第 85 号議案を先にご説明をさせていただきますので、議案書の 35 ページをお開き願いたいと思います。こちらが一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定ということで、総括図となっております。

場所につきましては、JR 石巻駅前広場の西側に位置しております。

本施設の区域につきましては、議案書の 36 ページ、計画図の方に、図面にですね、赤い線で囲んでおります区域が、今回決定いたします区域となっております。

本区域の現況につきましては、現在の市営の駅前の駐車場ならびに駐輪場、にぎわい交流広場、市役所庁舎ならびに民有地となっております。

次に議案書の 37 ページ、こちらが字界図となっております、赤い区域は全て穀町の区域に含まれてございます。

続きまして、内容につきましてご説明申し上げますので、32 ページの方にお戻り願います。

都市計画の名称につきましては、石巻駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設となっております。

位置につきましては、宮城県石巻市穀町の一部、面積が約 3.0 ヘクタール。

次に、地区内の公益的施設及び公共施設の位置と規模についてですが、公益的な施設といたしまして、市役所の本庁舎、市立病院、防災センター、ささえあいセンターを配置することといたしまして、その合計面積が、約 2.1 h a となっております。

また、公共施設といたしまして、道路、公園、その他の公共施設を配置することといたしております。

道路につきましては、1 号道路、2 号道路及び区画道路。公園につきましては、約 0.12 ヘクタールのにぎわい交流広場を整備することといたしております。

その他の公共施設にいたしましては、公益的施設を 2 階レベルで接続する歩行者用のデッキ、そして、上水道と下水道との接続を行うというようなものでございます。これらの公共施設面積の合計が 0.9 ヘクタールとなっております。

本施設の決定に伴いまして、建築物の高さの最高限度若しくは最低限度の制限の新たな追加の制限はございません。

次に、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度、これがいわゆる容積率ですが、10 分の 40 以下となっております。

また、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、こちらが建ぺい率ですが、10分の8以下となってございまして、どちらも既存の値からの変更はございません。

次に、38 ページ、土地利用計画図をお開き願います。図面の中央部の青緑色の区域が市役所の本庁舎となっております。その東側、右側ですね、緑色の区域が防災センター用地、現状は私有地となっております。

市役所用地の西側、左側ですね、赤の部分、着色の部分がささえあいセンターの用地となっております。こちらも現状は私有地となっております。

その上、北側ですね、紫色の区域が市立病院用地、現状は市営の駅前駐車場とにぎわい交流広場というふうとなっております。

次に、市役所用地の、灰色の道路の部分を含んで北側、こちらが黄色部分、こちらがにぎわい交流広場、現状は自転車の駐輪場となっております。

また、防災施設や医療・福祉施設等が一体的に機能し、市街地形成を図れるように、図の青緑色の線で示しました区域が、2階レベルの歩行者デッキの計画というふうとなっております。

次に、一団地の津波防災拠点市街地形成施設で決定することによりまして、施設間の連携につきまして、前のスクリーンの方で、資料ございませんので前のスクリーンで簡単にご説明を申し上げます。

まず、石巻市役所を行政、復興の拠点、次に防災センターを防災拠点、ささえあいセンターを包括ケア拠点、市立病院を医療拠点、にぎわい交流広場を屋外交流拠点とそれぞれ位置付けてございます。

これらの施設、一団地に集約することによりまして、連携が生まれ機能の強化が図られることとなります。

はじめに、防災拠点となります防災センターを整備することによりまして、災害対策本部の設置、防災教育の実施、そして、食料、飲料水などの備蓄など防災にかかる様々な機能が強化されます。

これに、行政、復興の拠点でございまして市役所が隣接することによりまして、災害対策本部との連携が可能となり、災害時の初期活動の迅速化が図られ、防災機能の強化が図られるものでございます。

次に、同様に包括ケア拠点であるささえあいセンターの機能といたしましては、市民生活の福祉拠点としての機能、高齢者ケアの実施などが行われますが、市役所や市立病院が隣接してお互いに連携することによりまして、医療、介護、看護、予防等の体制構築が図られ、障害者や高齢者へのケアが充実、福祉機能の強化が図られるものでございます。

医療拠点となる市立病院の機能といたしまして、鉄道、バスの結節点となる石巻駅前に、市民の安心拠点であります病院を整備することによりまして、市民の心の不安が解消され、さらに市役所、防災センター、ささえあいセンターと緊密な連携と情報共有に

より、迅速な医療提供が可能となるものでございます。

さらに、石巻赤十字病院との機能分化と連携強化を図ることによりまして、石巻医療圏で切れ目のない医療提供体制の構築を図ることを目指しておるものでございます。

そして、その各施設間を結ぶ歩行者デッキにより、連絡空間を確保いたしますことで、災害時でも 2 階レベルでの移動が可能となり、防災機能の強化が図られることとなります。

また、これらの施設が、一団地に整備されることによりまして、人が連携し情報が共有され、機能強化が図られることとなりますが、仮にですと、防災センターが蛇田地区に整備されることとなりますと、人の連携や情報共有という部分では、著しく低下いたしますし、防災機能が弱化的ることとなります。

災害直後、情報収集や災害対策など多くの人員が必要となりましたが、一団地内に施設を集約させ連携を図ることにより、防災機能の強化が図られるため、今回、一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定を行うものでございます。

なお、今回の決定に伴いまして、計画案の縦覧を平成 26 年 7 月 14 日から 28 日まで行いました結果、縦覧者および意見書の提出はございませんでした。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

続きまして、84 号議案に戻させていただきます。石巻広域都市計画駐車場の変更、議案書の 29 ページをお開きください。

本都市施設につきましては、J R 石巻駅前広場西側となっております。

次に区域につきましては議案書の 30 ページ計画図をご覧ください。図面の黄色で着色しております区域が、今回、変更いたします都市計画駐車場でございます。本都市施設の面積は約 0.06 ヘクタールでございます。現在、自転車駐輪場の一部となって供用されている区域でございます。

議案書の 31 ページ字界図をご覧ください。こちらが穀町の区域の中に入っているということになっております。

次に、変更理由をご説明申し上げますので、27 ページをご覧ください。

津波災害発生時等における、本市の早期復旧と市民の安全を守るため、石巻駅周辺地区を一団地の津波防災拠点市街地形成施設として都市計画決定することとしており、拠点機能の施設配置の考え方から、石巻駅前駐車場を廃止して、公園の区域とすることとしたものでございます。

また、駐車場につきましては、一団地の津波防災拠点市街地形成施設の区域内に、市立病院とあわせまして必要な台数を整備することとなりましたことから、今回、都市計画駐車場を廃止するものでございます。

なお、今回の変更に伴いまして、縦覧を平成 26 年 7 月 14 日から 28 日まで行いました結果、縦覧者、意見書の提出はございませんでした。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。ただいま、第 84 号議案、第 85 号議案につ

いて、事務局より説明がありましたけれども、ご質問等ございませんでしょうか。はい。

【大沼委員】 はい、3点あるんですけれども、1つはここで審議してオッケーとなりますと、事業のプロセスというか、大体のスケジュールみたいなイメージが、結構大きな開発だと思しますので、何か段階的にやるのか、一体的に計画するのかとかみたいなことがあれば教えていただきたいのが1点です。

2点目は、この大きな一団地がですね、この拠点としての必要性は非常によく分かったんですけども、仮に津波拠点、津波だけが災害じゃないので、例えばこの駅の反対、駅裏と呼んでるのででしょうか。石巻の場合だと北側と、北側から何か、例えば歩行者がちょっとアクセスしたいといったときに、例えば何かペDESTリアンデッキ等々でつなげる、今回の計画に入らなくてもですね、そんなような連携性の余地があるのかどうかちょっと気になったのでそれを1つお聞きしたいのが2点目です。

3点目は、これに関連しまして、歩行空間の、これだけ機能が多いと実は市民からすると相当迷うはずなので、歩行空間がどう繋がってて、どこからどこまでがどうなのか、或いはどっちに逃げればいいのかみたいな、逆にここが災害の拠点になってしまう可能性もあるので、相当な歩行空間の綿密な計画がいる施設だと思うんですけども、そのあたりについて、例えば1つの検討課題として、交流広場というのが、GL、地盤高にあるのか、高い土地にあるのかとか、その辺まだ、計画前なのかもしれませんが、その辺の見通しや方針があれば教えてください。以上3点です。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。ただいま、3点質問がありました。直接の議案に関係するところともないこともありますけども、現在、分かっている範囲内で結構でございますので、説明いただければありがたいと思います。

【木村都市計画課長】 はい、それでは1点目の全体の今後のスケジュールということにつきましてご説明申し上げます。本日、都市計画審議会に関係してございます、これでご承認をいただきますと、今後ですね、津波復興拠点事業ということで県の事業認可を取る形になります。それをですね、大体、年内ということで事業認可の取得ならびに、これが復興事業なものですから復興交付金の申請ということで、今度、第10回の復興交付金申請ということになりますが、そののところにですね、それらの施設の設計費と用地取得費、補償費、こちらを国の方に要求するかたちとなります。

その後、設計等を経まして、来年度ですか、平成27年度から現在市立病院のオープンの予定となっております平成28年夏までですね、これらを連携して機能を図ることから、極力同時にですね、並行的に事業を進めて完成を目指して、今後実施してまいりますというふうに考えております。

次に2点目、北側からの連絡、避難ということで、今回の津波復興拠点の区域には入っておりませんが、東側の駅前広場と現在の駅舎ですね、それと今、北側に駅の車のロータリーがございますが、そちらの方面からですね、駅と市役所側をつなぐ南北自由通路ということで、今後ですね、駅周辺の整備事業ということで、引き続き津波復興拠点

と合わせまして、今後計画を進めていきたいということで考えてございます。

最後に 3 番目、歩行者空間ということで、歩行者動線がかなり変わるということで、現在 1 階のレベルでですね、繋がっております、今もにぎわい交流広場と市役所の辺り、横断歩道のないところとかを渡ったりしているかたちになってますので、今後車両等も増加しますことから、歩車分離ということで、下の道路の整備、拡幅、右折レーン等の整備をしまして、その辺の交通の渋滞のスムーズ化をはかり、人に関しましては、ただいまお話ししました、2 階レベルの歩行者デッキを、今回の事業では市役所から、市立病院、ささえあいセンターまでなんですが、その後将来的には、駅方向から北側の広場の方まで繋いで、南北の人の流れをスムーズにするというふうなことで考えております。

にぎわい交流広場につきましては、2 階レベルではなくてあくまで平面ということで設置を考えております。よろしくお願いたします。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

【大沼委員】 はい。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【白土委員】 石巻が合併して、今 1 市 6 町になっているわけですね。確かに、旧石巻を考えれば、ここが確かに中心なのは分かるんです。それで今回の震災で、水が引くのに何日くらいかかりました。ここの市役所、場所は。

【木村都市計画課長】 はい、大体 4 日程度かかりました。

【白土委員】 その間、結局私は大街道の方に住んでたんですけども動けない、来れない、そういう場所に防災の拠点を持つてくるのは、都市計画上、まして海水に浸かって、背水に JR の線路があって、こういう施設を持つてくるのは、ドーナッツ状にどこからも来れるようなところに持つてくるのがベストな都市計画なはずなのに、ちょっとその辺で果たして、今さら言ってもダメなんだと思うんです。

ただ、道路だってあんなに狭くて渋滞は見えないだし、日常の医療、市立病院が来る人達だっていっても、今から心配しているような状態の中で、防災までここに抱き合わせてしまって果たして大丈夫かなと、その 4 日も 5 日一般の方が来れなかったような場所に果たしていいのかっていう議論がなかなかのものかともものすごく疑問です。

【大坂会長】 はい、かなり大きな問題なんですけど、どのようなお考えがあるかお話しただければ幸いです。はい。

【土井建設部長】 はい、建設部長をしております土井と申します。座ってお話をさせていただきます。今、委員の方から浸水区域にこういった施設を作つてというふうなお話をいただきました。

まず 1 つ問題としましては、私どもは安全、安心なまちづくりということ津波防御施設というものを大前提して考えている訳でございます、この駅前周辺、確かに 4 日間ほど津波が浸水しまして、孤立したという現状があるんですが、これまでは、旧北上川

の沿線におきましても、無堤地区といった状況がずっと石巻のまちを支えてきたというような状況でございました。それに、反省を踏まえまして河川堤防というようなものを整備いたします。それから海岸部におきましては、海岸堤防というふうなものを整備いたしまして、数十年から百数十年の間に起こるであろうという津波に対しては、まず十分な対応をして行こうというふうな計画を持っておるところでございます。

それから、もちろん排水というふうなことになるわけでございますが、やはり地震で排水ポンプ場というようなものが、津波ですらね、機能がしなくなってしまったというふうなことから、その反省を踏まえまして、機械をより高い場所に設置するかたちで、現在、下水道の雨水の排水計画の見直しを全面的にやっておりますして、事業といたしましては、専門家の集団でございます下水道事業団というところにポンプ場の整備というふうなものを今後お願いしていこうというふうな計画を持っております。排水につきましてはそういったかたちで、現在の排水区域よりはるかに効率的な排水が行われるであろうというふうに我々も思っているところでございます。

それから、道路の渋滞、交通渋滞というものについてでございます。確かに、朝夕の渋滞というふうなもの、我々も、この国道 398 号、それからそれに取り巻く道路、これら認識しているわけでございます。この辺につきましましては、県土木さん、あるいは宮城県の交通規制課さん、あと石巻警察署の交通課さん、そういったところと色々と協議をさせていただきまして、現在、県土木さんの方におきましては、この国道 398 号の災害復旧工事というふうなことで、ようやく事業が行えるようになっておりまして、現在は大街道地区の方から路面の補修を直してきているというふうな状況でございまして、この駅前、穀町エリアにつきましても、間もなく手が付けられるであろうと、その際にですね、信号機の時間の処理、それから右折レーンの設置とか、そういったものを規制課さんといろいろ協議をさせていただいて、その対応をして行こうと。

そして、この事業につきましては、病院が開院する前に終わるわけでございますので、その状況を色々見ながらですね、なおさらですが、いけないところが発生すれば速やかにその対応を当然考えていきたいというふうなかたちで、この駅前周辺の津波拠点をなんとか成功させていきたいというふうに思っているところでございます。

【白土委員】 よろしいですか。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【白土委員】 今度、合庁も蛇田の内陸の方に移りますよね。県の施設でさえ、もちろんここの周辺を全部仕切っていく合同庁舎ですから、一番そういう被害でも何のときでも対応できる場所にして想定していくと、やっぱり内陸だと思ふんですよ。今、はっきり言うと、この駅前周辺、道路増やしてみても全部買収が絡んでお金がいっぱいかかるわけですよね。本当にそういう想定できる対応をするためには金がかかるところにわざわざ持ってくる必要ない、あるのかな、ないのかなっていうのが、本当に、もう決定してしまったことだからあれですけど、非常に疑問です。

【大坂会長】 はい、市役所、それから病院がもう既に決定されているような状況ですけども、それをいかに生かしていくかということになりますのでしょうか。そこら辺については事務局の方々はどのようなお考えでおられるのか、ちょっと、もしご準備がありましたらお話しいただければと思います。はい。

【笹野副市長】 お答えさせていただきます、場所の件ですので、何と申すのでしょうか。私どもの立場とどうしてもご理解いただけないところがあるのかもしれないことをまず冒頭お詫びをしてですね。私どもにいたしましては、特に4日間浸水をいたしました。

そのところが、すり鉢の底みたいのところになってますので、その危険性というのはあるわけですけども、実はこの周辺を含めてですね、700億円とも言われますような、雨水排水の、石巻の雨水や排水の構造をガラガラポンで入れ替える事業をちょっと今動かそうとしております。その中でこの内水排除というものの心配は、まずは解消させていただく中で、この市役所の隣の、市立病院と連携した形での防災拠点をなんとかここに位置づけをさせていただきたいなというところでございまして、これはなんと言おうのでしょうか、市立病院自体が1.5次ということもありますし、この周辺の人口ということも含めて、やはりここに私どもとしては置かせていただきたいなということでございまして、それが1つございます。

それから、あと渋滞対策に関しましては今、建設部長から申し上げた通りなんでありましてけども、あわせてですね、ここに位置付けられている事業以外にもですね、鑄銭場通りの話でありますとか、今後に向けてですね、この南北の問題これは古くて新しい問題だと私も伺っておりますけども、社会資本整備総合交付金の獲得に向けて、こう色々私どもの方でも汗をかかせていただいて、いずれご覧にいれているものだけでご心配な部分に関しましてはですね、何とか解消するような事業を、今仕込もうということで、鋭意水面下で努力させていただいているところでございます。

繰り返しのお話になって、大変恐縮ではございますが、私どもとしては、ちょっとそのように考えているところでございます。

【大坂会長】 いかがでございましょうか。

【白土委員】 はい。

【大坂会長】 なかなか難しい内容になるんですがご意見ございましたら。

【佐藤哲美委員】 よろしいですか。

【大坂会長】 はい。

【佐藤哲美委員】 今伺ったところによりますと、今回の防災拠点計画というのは、護岸工事、それから海岸の防潮堤工事と一体化というんですか、そうするに護岸工事、防潮堤工事、それらが完了してからじゃないと防災拠点が成り立たないのかどうか、そこをちょっと心配があったものですからお伺いしたいのですけれども、よろしく願います。

【大坂会長】 はい、確認ということで、先ほどの説明の確認ということになりますでし

ようか。もう一度お願いいたします。

【木村都市計画課長】 はい、それでは私から一応分かる範囲でということで、ただいまご心配をいただいております、堤防の工事の関係、防潮堤ということで、国、県等の情報ということによりますと、平成の27年度の末を、完成を目標にですね、一応進めているというふうなかたちでなっておりますので、ただいま、私たちスケジュールを先ほど申し上げましたが、28年の夏を目標にこの津波復興拠点整備事業を進めるということで、その辺のスケジュール的なものにつきましては、ある程度問題ということにはならないのかなというふうに考えております。

【佐藤哲美委員】 論理的なあれは分かるんですけども、実際問題として、平成27年度の末までに防潮堤工事が完了するというようなことで、そこら辺の進捗具合というんですか、それは絶対に確保されるというような保証はないんですよね。

例えば、工事がずれこんだりとか予算がつかない、つかないということはないんでしょうけども、ちょっとお金が足りなくなったことが結構往々にあるものですから、そういうふうになった時に、拠点構想というものが頓挫しかけるんじゃないかと。ちょっとそういう心配がありますけどね。

というのも、今私がお話を伺った限りでは、護岸工事、それから防潮堤工事が完了して、津波が外側から入ってこないということが条件、絶対条件があって、ここに拠点構想がある、そんな意味なんですよ。ただ、川、それから海からの浸水が防げないとすると、この前と同じようにこの拠点構想の地区がですね、4日も5日も浸水して、一般被災者が拠点に歩いてこれないという状態が発生するんじゃないかと思うんですけど。

だから一か所に固めてしまうのは、ちょっとやっぱし危険なんじゃないかというか、話を聞いてて非常に理想論のような、感じるんですけどもその辺どうでしょうか。

【木村都市計画課長】 はい。

【大坂会長】 はい。

【木村都市計画課長】 ただいま、ご心配の点につきまして、基本的には津波がこないということでの話しなんですけども、保険ということではなんなんですけども、これらの構造物、建物の設計とかということは今後なんですけども、基本的に万が一の場合、浸水した場合でもということで1階レベルをですね、ピロティ形式ということで、2階レベルでの人の移動ということで、物資の供給というようなことで、安全を担保しつつですね、計画を一応進めているというようなコンセプトで、二重三重にその辺をですね、危機管理と言いますか、そういったことを考えて事業を実施したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【白土委員】 ヘリポートの計画はあるんですか。

【木村都市計画課長】 はい、ヘリポートはですね、市立病院の方に、屋上に設置する予定となっております。

【大坂会長】 はい、他になにか。はい、どうぞ。

【佐藤哲美委員】 今回の経験から言いますと、震災が発生した一番初期状況の時には、被災した人たちが各所に分散されると思うんですね。ようするに孤立するような状態で。そうするとこの拠点構想というのが、実際に機能していく前に、例えば3日とか4日とか、私は湊小学校の方の避難所にいたんですけども、自衛隊のヘリが来たのが確か2日くらいあとですよ、一番早く来たのが。だからそうすると、最初の2日か3日くらいは、たぶん被災した場所で、今津波の場合で言ってるんですけど、被災してる、そこに集った人たちが何とかしのいでいかない状況がでてくるんですよ。これは、その辺の状況が一旦収まってから、この拠点にみんなで来れるようになってから機能する、そういった形になってると思うんですね。

その一番最初のもっとも初期状況の時の被災に対してどのように対処するのかというのが、ちょっと我々には見えないんですけども、その辺どうでしょうか。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【木村都市計画課長】 はい、ただいまのご質問ですね、この防災拠点というのは基本的にはですね、一般の避難所の位置づけとは違うということで、あくまで逃げた時ですね、一時、それから山に逃げるとか、山の避難所とかそういった形のものとなりまして、あとは、市役所の防災としてのその辺の行政の拠点というふうなかたちになりますので、避難所のほうはまた別途ということになります。よろしく願いいたします。

【佐藤哲美委員】 わかりました。

【大坂会長】 実際に被災された方々、色々経験されておられてね、いろんな不安があるかと思うんです。ですから、そういう意味でも、そうした不安を払拭するような対応をですね、これからしていただかないといけないのかなというふうに思います。

実際にこういう施設がありますし、それをいかに有効に活用していくかということが、今後の課題になるんだろうと思います。それが、あってはならないんですけども、また実際にそうした災害が生じた場合にですね、それがうまく機能するといいますか、あってはならないんですけども、そういうことが実際にうまく機能するような施設、拠点であってほしいなというふうに思いますので、被災された方は、やはりそうした不安を経験されておられますので、ぜひ、そうしたこともあわせて、今後のご検討を課題ということで進めていただければなというふうに思っております。

【寶委員】 次、いいですか。

【大坂会長】 はい。

【寶委員】 84号議案なんですけど、先ほど白土委員さんが仰ったように、渋滞が見え見えというふうなお話があったんですけども、30ページの道路の地図の左側の上の方に、なんだか線路を跨いでいるような道路のような図があるんですけど、これは渋滞の緩和のためのなんか作るつもりなのかなと思いましたが、なんの説明もなかったもので、そのところ渋滞を解消するためにどんなことを考えているかというところで、30ページの説明をお願いしたいのが1つです。

あともう 1 つは、仙石線の開業のあとの事なんですけども、仙石線の開業、開始のあとで、たぶんあちらこちらから高校生が駅から出てくると思うんです。そして、石高だの市女高だの、好分館高校だのに自転車で通う子どもたちが、すごく増えると思うんです。その子どもたちの自転車の置き場所っていうんですか。そういうのをどのように考えていらっしゃるか、整備を。これから、交通渋滞を防ぐためにも、エコのまちっていうか、ガソリンを使わないで、爽やかなまちになるためにも自転車の利用ってすごく大事なと思うんですが、それを応援するための施設っていうのは、どういうところに計画しているんでしょうかというのが 2 つ目です。よろしくお願いします。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【木村都市計画課長】 はい、それではお答えします。1 点目、説明がなくて申し訳ございませんでした。この 30 ページの図面でいいます、左側の南北に鉄道を渡るところでございますが、これが都市計画道路の七窪蛇田線という路線になっておりまして、実はこれをですね、駅前の渋滞対策の緩和の一環ということで、今年度から事業に着手しようということで、現在、調査設計の方と、これまで地元の清水町、田道町、あと向かえ側の南中里の方の地元の方に、こういう道路の計画がございますということで説明会を数度開催してございます。

それで、これも都市計画道路ということになっておりますので、今後、皆様に都市計画道路の、国道の 398 号と交差しますので、そこの部分の交差点の形状とかといったことで一部見直しが起こりますことから、今後都市計画審議会の案件というふうになるかと思えます。一応 26 年度から、完成時期をですね、病院の開設まではちょっと時間的に間に合わないんですが、平成 30 年度を事業完了の目標といたしまして、今後事業を進めるというふうなかたちで、市役所側のもですね、通過交通をバイパス側にですね、その辺を分散するというふうな目的で事業をすすめてというふうなかたちになっております。

それから 2 点目、仙石線の開通、フル稼働によりまして、自転車、高校生等の通学、自転車駐輪場の整備というふうなことでございますが、現在の駅の西側にございます駐輪場が、にぎわい交流広場に、代替施設になるということで、現在の案でございますけれども、駅の東側にステーションブリッジという、連絡の歩道橋があるとおもいますが、その脇にですね、こちらに 2 階建ての自転車駐輪場というものをですね、別途代替施設ということで計画してございます。

その他にもですね、今後、先ほど言いました、南北を結ぶ自由通路等ができますと、今北側からわざわざ駅に来るのにですね、南側の駐輪場に置いている方々等もございまして、その辺で駐輪場の設置状況というの、北側が良いのか、南側が良いのかというふうなことも、その辺の動態等も調査いたしまして、適正な配置を今後考えていきたいと思えますのでよろしくお願いいたします。

【寶委員】 はい、駐輪場をたくさん南にも北にもお願いしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

【大坂会長】 はい、他にございませんでしょうか。

よろしいでしょうか、他にご質問無いようでしたら、この辺でお諮りしたいと思いますけどもいかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

【大坂会長】 それでは、ただいま第 84 号議案、第 85 号議案の 2 つ、一緒に検討して参りましたんですけども、別々にお諮りしたいと思います。まず第 84 号議案石巻広域都市計画駐車場の変更について、からお諮りしたいと思います。原案通り承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【大坂会長】 はい。ありがとうございます。全員の賛成により本案につきましては、原案のとおり承認されました。ありがとうございます。

続きまして第 85 号議案石巻広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定について、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【大坂会長】 はい。賛成多数により本案につきましては、原案のとおり承認されました。ありがとうございます。

続きまして、第 86 号議案石巻広域都市計画地区計画の決定 新蛇田地区計画について、事務局より説明をお願いします。

なお、86 号議案、87 号議案ともに地区計画の決定となっておりますが、案件の場所がそれぞれ異なるため、個別に説明をお願いいたします。

【木村都市計画課長】 それでは第 86 議案でございますが、新蛇田地区被災市街地復興土地地区画整理事業の進捗に伴います、地区計画の決定についてでございます。

現在本市におきましては、新市街地における被災市街地復興土地地区画整理事業は、新蛇田地区をはじめといたします 6 地区で行われておりますが、いずれも市街化調整区域となっております。

今後、宮城県によります市街化区域への編入手続きが行われますと、土地利用の方針に合わせて用途地域を定めることとしております。

この用途地域が定められることによりまして、建てられる建築物の種類や、建築物の大きさの基準となる容積率や建ぺい率も合わせて決定されることとなります。

しかしながら、本議案の新蛇田地区と次の議案でご説明いたします新渡波地区につきましては、災害危険区域等からの移転、再建ができるだけ早期に進むよう、事業の進捗に合わせて、この秋には、一部の区域において宅地供給が開始されることとなるものでございます。

そのため、市街化区域へ編入される前に、建築物が建築されることとなりますので、建築物の建築にあたってのルールをあらかじめ定めておく必要がでてまいりましたことから、地区計画という手法を用いることといたしました。

それでは45ページの総括図とあわせて、前方のスクリーンをご覧願いたいと思います。まず位置についてご説明いたします。

三陸自動車道石巻河南インターの西側に施行されております新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業でございますが、この施行区域に合わせて、地区計画を定めるものでございます。

それでは、39ページにお戻りください。計画書となります。

石巻広域都市計画地区計画の決定、石巻市決定。

名称、新蛇田地区計画。

位置につきましては石巻市蛇田字新沼田及び同字新立野の各一部でございます。

面積が約46.5ヘクタール

区域の整備、開発、保全の方針は、記載のとおりとなっております。

次に、40ページに記載されております地区整備計画といたしまして、低層住宅地区 面積約3.0ヘクタールを定めるものでございます。

この地区整備計画では、建築物の用途の制限、建築物の延べ面積に対する割合の最高限度、いわゆる容積率、建築物の建築面積の敷地面積に対する最高限度、建ぺい率、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、建築物等の形態、意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を記載のとおり定めるものでございます。区域につきましては、後で説明をいたします。

理由といたしまして、石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域でございます本地区に地区計画を導入し、適正な土地利用を誘導して、周辺の自然環境に調和した良好な市街地の形成を図るものでございます。

41ページから43ページにつきましては、この地区の整備計画の概要につきまして記載した参考資料となっております。

それでは、46ページの計画図の方と、前方のスクリーンをご覧願いたいと思います。こちらが新蛇田地区を定める区域でございます。

この赤線の概ね四角の区域で、土地区画整理事業を実施しておりまして、この区域全体に地区計画を定めるものでございます。

さらに、黄色で着色した部分につきましては、先ほど説明いたしました地区整備計画というものを定め、建築物の具体的なルールを定めるものでございます。

47ページには方針付図となります。こちらの方は、地区内の土地利用等について表示をしているもので、今回決定する部分を低層住宅地区としております。

続いて48ページ、こちらは壁面の位置の制限の図面でございます。これも、今回の決定いたします区域につきまして、すべての境界線から、画地の境界線からですね、壁面の位置を1.0メートル以上離すというものでございます。

49ページにつきましては、かき、さくの構造図を示しております。透視可能なフェンスや鉄柵につきましては、道路面から、高さですね1.6メートル以下、一部ブロック等

を使用する場合は、道路面から 60 センチメートル以下とするよう制限するものでございます。

続いて 50 ページをご覧ください。字界図でございます。44 ページの字界一覧表とあわせましてご確認を願いたいと思います。

以上、ただいまご説明させていただきました第 86 号議案につきましては、平成 26 年 7 月 14 日から 7 月 28 日まで縦覧を行いました。縦覧者はおらず、意見書共にございませんでした。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。ただいま 86 号議案につきまして、説明がありましたけれども、ご質問等ございましたらお願いいたします。

【大沼委員】 よろしいですか。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【大沼委員】 黄色で塗られた低層住宅地区、三角形のようなこの領域が、この広さ、この形、この位置で選ばれたというか、その理由がまだいまいち理解できていないので、もう少し補足いただければ。

【木村都市計画課長】 はい、すいません、説明が足りなくて申し訳ございませんでした。

今回決定します区域につきましては、先ほども申し上げましたように、防集の移転団地ということで現在整備を進めておりますが、今年度秋ごろまでに供給予定となっております区域がこの黄色で塗られた部分ということになってございまして、市街化区域の編入がスケジュール的にその供給時期と間に合いませんことから、今回調整区域での建築基準法の適用をするためですね、地区計画の手法で建築物の制限ということで、今回決定しようとするものでございます。

なお、今回こちらの低層住宅地区の予想の区画数といたしましては、供給区画数が 84 戸ということで計画されております。以上でございます。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

【大沼委員】 それで、今度中身と言いますか、いわゆる、出来上がっていくまちなみのイメージを形作るような、各建築の制限と申しますか、そのルールなんですけれども、なんというのでしょうか表現が難しいんですけども、いろんな意味で災害に関わる事業の中での、たぶんいろんな石巻を越えたところまで含めた、おそらくある種の公平性みたいなことっていろんなところで言われることだと思しますので、その広さやですね、割合良好な感じは受けるんですよ、この図面を見る限りでは。

良好であること自体は良い事だとは思っているんですが、それが、全体から見てのバランスで、もし復興事業として何か、国とか県の方からの指導とか、そういう全体的なバランス上標準的であるのかどうかということ、もし補足いただければ教えていただければと思います。

【大坂会長】 はい、よろしくお願いいたします。

【木村都市計画課長】 はい、今回決定する地区計画、その辺のグレードと申しますか、

制限内容、敷地の面積等でございますが、この区域の東側に、蛇田中央土地区画整理事業とか蛇田北部土地区画整理事業ということで、そちらの方も前に市街化区域に編入いたしましたして、住宅地の供給ということで行っておりますが、そちらも地区計画定めておりますけども、そちらと同等の制限内容ということで、かき、さく、塀とかですね、防災上の安全といったことを基準に定めるというふうな形で定めております。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

【大沼委員】 はい。

【大坂会長】 他にございませんでしょうか。いかがでしょうか。

【阿部聡史委員】 はい。

【大坂会長】 はい。

【阿部聡史委員】 ちょっと今の大沼委員さんの質問にも関連するかとは思いますが、この地区内の住宅だったりとか、施設ができあがってくると思うんですけど、それを作るときのルール作りだったりとか、ガイドラインみたいなものっていうのは、ここでかき又はさくの構造図ということで、ある程度示しているものはありますけども、まちとしての街区としての風景ですとか、そういったことに配慮した何かルールみたいなものの策定を考えられているのかどうかとか、その辺りをちょっとお伺いしたいんですけども。

【大坂会長】 はい、事務局いかがでしょうか。

【木村都市計画課長】 はい、ただいまのご質問確認ですが、この地区計画で定めるものの他に、住民上の決まり事とかというふうなことと捉えてよろしいでしょうか。

【阿部聡史委員】 そうですね。

【木村都市計画課長】 そちらにつきましてはですね、今後、こちらも後ろになってしまって申し訳ございませんが、集団移転の対策の担当とかで、今ですね、住民の団地の登録とか、そういった事業、事務を行っておりますので、そうなりますとどこの区域にどういった方ということで、そのコミュニティの中で、また個別にですね、そういった取り決めというものは可能なかなというふうに思っております。

あくまでも今回お示しいたしておりますのは、本来であれば地区計画は、住民の方々がいて、その方々の意見を聞いた中でのかき、さく、塀の高さ、もしくは形態はどうかということの意見を聞いた中で都市計画審議会に諮る形となっておりますが、今回は、特定のそういう集団防災移転というふうなこともございましたことから、従前のですね、蛇田中央地区とか、その隣接の区域と同等の整備のレベルということで地区計画の案をうちの方で作成させていただいたと。

これにつきましては、そちらの、被災者の方の集まりのそういう説明会とか、そういった中で逐次ご説明はさせていただいているものでございます。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

【阿部聡史委員】 はい。

【大坂会長】 他にございましたら。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

【寶委員】 生垣のことについてのルール作りは、たぶん住民の方がすると思うんですが、生垣で、木の葉っぱが落ちて大変汚くなるんですよね。細かい事すみません。そういうのも住民の方が自分たちでルール作りをできるというふうな指導があるといいのかなというのが1つです。

それから公園なんですけど、公園の中の、子ども用のトイレなんですけれども、今の子どもたち和式トイレが出来ないんです。牧山の公園に連れて行ったら和式トイレしかなくて、子どもがうんちできないと言ってすごく泣かれたことがありましたので、トイレは洋式、あるいは子どもが使いやすいようなものを配慮していただければと思います。以上です。

【大坂会長】 はい、今のご意見に対して何かコメントございましたらお願いします。

【木村都市計画課長】 はい、公園のトイレ等の整備ということで、それもうちの方で公園管理、整備しておりますので、確かに古いものはですね、和式のトイレ等なっているものもございまして、現在はバリアフリーということで、身障者用もしくは洋式トイレということで、逐次、順次整備は進めておりますので、一回には主なことは出来ませんが、そういったかたちで進めて参りたいと思いますのでよろしく願いいたします。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【大沼委員】 この区画内、集会場はどのくらいの数でどのあたりにというのは、なんかあるのでしょうか。直接これの決定うんぬんに関係はないんですけど。

【大坂会長】 もしお分かりでしたら。

【木村都市計画課長】 集会場はですね、設置するという方向にはなっておりますが、その辺の規模と数までは、ちょっと現在ここで把握できておりませんので、申し訳ございませんが。

【大坂会長】 一応、集会場の予定はあるということですね。いかがでしょうか。

【大沼委員】 今回、これ一応ハードのガイドラインを定めていることに趣旨があると思うので良いんですが、今、寶委員が仰ったような、街並みや維持管理をどうしていくかっていう、本来コミュニティの話をしていくときの拠点がここの集会場になるんでしょうし、かなり広いので、1つというのは相当大きなものになってしまう。逆に分散すると分散することによってそれが小さい村みたいなことになるかもしれないので、その辺のバランスをどうナビゲートするのかというのは、かなりコミュニティ形成上重要だと思っておりますよね。

ですので、既に素案なんかはおありだと思うので、それが集まる方々のコミュニティとのバランス感覚、関係ってどうなっているかということと、その決定プロセスというか、そこは相当このまちの重要なところになるんだと思うので、是非いい結果になることを期待しています。よろしく願いいたします。

【大坂会長】 はい、どうもご意見ありがとうございます。他にございましたら、いなか

でしょうか。

よろしいでしょうか。もしなければここで、皆さんにお諮りしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

【大坂会長】 それでは、第 86 号議案石巻広域都市計画地区計画の決定 新蛇田地区計画について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【大坂会長】 はい。賛成多数により 86 号議案は原案のとおり承認されました。ありがとうございます。

続きまして、第 87 号議案石巻広域都市計画地区計画の決定 新渡波地区計画について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【木村都市計画課長】 はい。それでは、第 87 議案の新渡波地区計画の決定についてご説明いたします。

それではまず、議案書 57 ページの総括図とあわせまして、前方のスクリーンの方をご覧願いたいと思います。位置につきましてご説明を申し上げます。JR 石巻線渡波駅の北北西に位置しております。新渡波地区被災市街地復興土地区画整理事業が施行されておりました、この区域に合わせて地区計画を定めるものとしております。

それでは、51 ページにお戻りください。計画書でございます。

名称 新渡波地区計画

位置が石巻市渡波字新沼の一部でございます。

面積が 17.8 ヘクタール。

区域の整備・開発及び保全の方針は、記載のとおりとなっております。

次に、52 ページをご覧ください。地区整備計画といたしまして、低層住宅地区の面積約 0.5 ヘクタールを定めるものでございます。

この地区整備計画におきましては、新蛇田地区同様に、建築物の用途の制限、建築物の延べ面積に対する割合の最高限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、かき、さくの構造の制限を、記載のとおり定めようとするものでございます。

区域につきましては、後程説明いたしますが、理由といたしまして、石巻市新渡波地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行地区であります本地区に地区計画を導入して、適正な土地利用を誘導して、周辺の自然環境に調和した良好な市街地の形成を図るものでございます。

53 ページから 55 ページにつきましては、この地区整備計画の概要につきまして記載した参考資料となっております。

58 ページの計画図と、前方のスクリーンをご覧願いたいと思います。こちらが新渡波

地区計画を定める区域でございます。

赤色の概ね四角の区域につきまして、土地区画整理事業を実施しており、この区域全体につきまして地区計画を定めるというものでございます。

さらに、黄色で着色した部分につきましては、先に説明いたしました地区整備計画を定め、建築物の具体のルールを定めるものでございます。

59 ページには、方針付図。これは、地区内の土地利用等について表示しているもので、今回決定する部分を、低層住宅地区といたしております。

60 ページの方につきましては、壁面の位置の制限、これも、今回の決定いたします区域につきまして、すべての境界線から壁面の位置を 1.0 メートル以上とするものでございます。

61 ページは、かき、さくの構造図でございます。透視可能なフェンスもしくは鉄柵につきましては、こちらも先ほどと同様 1.6 メートル以下、ブロックを使用する場合は、道路面から 60 センチメートル以下に制限するものでございます。

62 ページ、こちらが字界図でございます。

なお、ただいまご説明をさせていただきました 87 号議案につきましては、7 月 14 日から 7 月 28 日までの 2 週間において、縦覧を行いました。縦覧者、意見書の提出はございませんでした。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。それでは、第 87 号議案について説明がございましたので、ご質問等ございましたらお出しいただきたいと思っております。

いかがでしょうか。

【大沼委員】 はい。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【大沼委員】 先ほどと近いと思っておりますので、特段疑問が多い訳では全然ないんですけども、一応全体のエリアを見ますと、左から、西から東へ、こうわりと幅員が広い通り、これはもう既にある通りですか。つまり、通過交通が割合多いエリアなのかどうかというところと、歩行者の安全等々の対策と、今回の直接の案件であるところとは少し離れているのであれですけども、一応その辺がもし配慮なされているかどうかを確認という意味で、その点についてお尋ねいたします。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【木村都市計画課長】 ただいまの、ご質問ですが、地区の下側の方に、斜めに道路が、スクリーンの方で示しますが、そちらの東西に走っている道路、こちらが市道の伊原津・渡波一丁目線ということで、これがですね、湊方面から流留方面に抜ける、一応、現状の 398 号のバイパス的な要素になってございまして、確かに交通量も結構あるというふうなところにはなっております。

その交通量につきまして、あと街区の構成ですね、極力、交差点の位置を、幹線道路に設けないようにして、中に通過交通を配慮するというふうなかたちで、区画整理のほ

うでその辺の街区構成そういったところを考えているというふうなことでございます。

あと、学校等もこの区域に渡波中学校ですか、ということで計画されておりますことから、今後そういった交通安全といったことで、標識とか歩道整備等ということで、今後、その辺を検討しながら整備を進める形になってございます。以上でございます。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

【大沼委員】 大体理解しました。この西側の、あわせてこれは鉄道と接していることになるんですか、これもやっぱり同じような、少し法面があるのかどうか、その辺を、当然防御というか、安全対策が十分になされるはずですよ。

【木村都市計画課長】 はい、こちらにつきましては、現在立体交差となっております、特段踏切等はございませんので鉄道の影響はございません。

なお、また参考としまして、この図面のもっと西側ですか、南北に入っている道路が、前にご審議いただきました渡波稲井線ということで、南北のアクセス道路となっております。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

他にございませんでしょうか。もしなければ。

【大沼委員】 はい。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【大沼委員】 いろいろすいません。エリアの向かって上、右上の方のかなり広い街区があるのは、これは何か、中学校があるんですね。

【木村都市計画課長】 こちらが中学校です。

【大沼委員】 その水路があつて下の方も結構広いんですけども、こちらも公共的な。

【木村都市計画課長】 こちらはですね、復興の公営住宅ということで、渡波の戸建の方の住宅の建設予定のところになります。

【大沼委員】 はい、ありがとうございます。

【大坂会長】 はい、他にございませんでしょうか。

【櫻田委員】 はい。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【櫻田委員】 先ほどの蛇田の方針付図と比較しますと、新渡波地区の計画の方ですね、色付けが違うのでちょっと判断しかねるのですが、例えば道路でありますと、黄色一色で道路と特殊道路というふうになっておりますし、先ほどの新蛇田地区ですと、道路は赤、そして、また歩行者の専用道路、特殊道路として表わされているので、まち全体の緑があつて、人が歩きやすいようなイメージもできるんですが、そういう説明があつたのかどうか、ちょっともう少し、蛇田の方は緑がいっぱい散策しながらというイメージがあるんですけど、渡波の方はなんかそれがイメージ取りづらいので、ここには学校、また保育所も入ったでしょうか、あと公営住宅も入りますので、例えば、散策できるようなそういう道路等もきちんと表示できていれば、なおわかりやすいのかなと思いまし

たけどもいかがでしょうか。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【木村都市計画課長】 はい、まず色の付け方というか凡例がですね、同じ地区計画なのにその辺が違っていたということで、その辺の作り方につきましては今後修正というか今後課題ということで承らせていただきたいと思います。

あと、歩道等のそれらの歩行者動線、確かに赤い方が見やすいということがございますが、渡波地区につきましては多分地形的なもので、すぐ後ろに山もあるという、緑に近いということもございますし、あと水路の脇の歩道ですか、歩行者専用道路ということで東西に通っておりますので、そんな極端にグレードが落ちているというわけではないと思いますが、一応そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

【大坂会長】 今の説明でいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。何か考えた方がかなり違うということではなさそうなんですけども。

【佐藤哲美委員】 ちょっといいですか。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【佐藤哲美委員】 今の櫻田委員さんにもありましたけども、私も蛇田の造成地区と渡波の、渡波の方に友達がちょっと近くに家持っているもんですから、造成地区をよく見てみたんですが、造成の仕方がかなり違うような気がするんですけども、その辺とか同じ規格でやってるんですか。まったく同じですか。

渡波の方が、でこぼこが起伏が激しいような、でこぼこってようするに盛土ですね、渡波の方が盛土地区が、ムラがあるような感じがするんですが、蛇田に比べると、その辺どうでしょうか。

【木村都市計画課長】 はい。ただいまのご質問なんですけども、今造成工事実施中なんですけれども、現況が水田というふうなことで軟弱地盤というふうなこともございまして、特に渡波の方がですね、地盤が悪いというふうなことで、最初に盛土をですね、計画の高さよりも多く盛りまして沈下を促進するというふうな事業を行っておりますので、その地域の、地域といいますかエリアによりましてですね、高さが、今の現状では違っているというふうなことが、そういったかたちになっておりますのでよろしくお願ひいたします。

【大坂会長】 よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

【佐藤哲美委員】 私の個人的なあれで申し訳ないんですが、友達が住んでいるだけでなくて、あそこの渡波地区の周りの住民の人達ですけども、盛土の方が極端に高くなってしまって、今住んでいる、自分たちの住んでいるところが極端に低くなるのではないかと不安持っている人もいるんですよ。その辺のとこちょっとお聞かせいただければと思ひますけれども。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【木村都市計画課長】 既存の住宅の方との境というふうなことだと思うんですけども、基本的には、現状の宅地の高さとなんか遜色のないようにということで、現地ではその辺調整してるかとは思いますが、場所によってですね、若干違いは出てくるかとは思いますが、基本的には現在の宅地に合わせた形でということで施工しているものと思われま。

【佐藤哲美委員】 そのように伝えておきます。ありがとうございました。

【大坂会長】 他にございませんでしょうか。よろしいですか。もしよろしければ、みなさんにお諮りしたいと思いますけども、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【大坂会長】 それでは、第 87 号議案石巻広域都市計画地区計画の決定 新渡波地区計画について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【大坂会長】 はい。賛成多数により第 86 号議案については原案のとおり承認されました。ありがとうございます。

以上で、すべての議題の審議が終了いたしました。ご協力ありがとうございます。

委員の皆様からなにかございましたら、お出しいただきたいと思っておりますけどもいかがでしょうか。

【阿部聡史委員】 ひといいですか。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【阿部聡史委員】 先ほどの標記の問題なんですけども、ちょっと赤い線とか、太い細いみたいなのが同じ色で、パッと見分かりにくかったりするので、ちょっとお気遣いいただけると助かります。

【木村都市計画課長】 はい、その辺注意させていただきます。

【大坂会長】 貴重なご意見ありがとうございます。

はい。それじゃもう 1 つどうぞ。

【寶委員】 ずっと以前に話したことなんですけども、南浜の人達が蛇田地区に移転するってことで造成した土地なんですけども、結果的にそこに合庁が行くことになりましたよね。そして、文化センターの代わりのも、確かそこに建てるような話もあったと思うんですけども、結局、そこには文化センターの代わりのもは建たなくなるんですよ。

ですから、その文化センターと代わりになるものは、一体どこにどういうふうを考えているのかしらってのと、あと合同庁舎の跡地って、文化施設がすごく少ないのでどういう風に考えているのかしらって、話せる程度でいいのでお話ししていただきたいなと思うんですけども。

【大坂会長】 参考までに是非、簡単で結構でございます。よろしくお願いたします。

【笹野副市長】 合同庁舎ですね、高速道路の南側に来ることになりました。文化センタ

一と市民会館につきましては、今、複合文化施設という形ですね、とにかく災害復旧をしようということを考えておりますが、ちょっとすいません、私の記憶が間違いなければ、それを蛇田にもっていくというような話ではなかったような気がして、まだ場所がですね、これから検討するというのが正直な所でございます。

いずれ、そういう形ですね、文化センターと市民会館を合築するかたちで再建を果たしたいと思っております。中里の用地の関係なんですけども、それと中里の用地はまだご覧のとおり県が使いますので、しばらくはですね、要は合庁ができて今の合庁を、新合庁を作ったうえで今の合庁壊しますので、しばらく先の話になりますので、それとですね、文化施設の再建のスケジュールをどう考えるかということかと思っておりますけども、恐らく 29 年から 30 年くらいは使われるかもしれませんので、ちょっと位置ということは直ちに念頭にはないということが答えになります。以上でございます。

【大坂会長】 はい、すいません。どうもありがとうございます。

【寶委員】 ありがとうございます。市民会館と昔の文化センターは、一緒にしてまとめて建てるって方向だということですね。今のところでは。

【笹野副市長】 今の状況の中で、別々に建てるというようなことは考えておりません。

【寶委員】 はい、東京オリンピックが終わると安くなるよってというような話を聞いたので、そのころに立派なのがほしいなと思ったものですから、ありがとうございました。

【大坂会長】 はい、他にございませんでしょうか。

【大坂会長】 最後に事務局から何かございましたらよろしく願いいたします。

【事務局】 特にございません。

【大坂会長】 それでは、長時間にわたりまして皆さんどうもありがとうございました。これで審議会を終わらせていただきます。どうもご協力のほどありがとうございました。

【司会】 大坂会長ありがとうございました。ただいまをもちまして審議会を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。

午後 4 時 25 分 終了